



事務所ニュース4月号を発刊しました

年収 130 万円の壁—社会保険—  
—2026.4 改正—

労働保険年度更新  
—労災保険・雇用保険—

子ども・子育て支援金（社会保険）が  
変わります

—2026.4 改正—

在職老齢年金の見直し  
—厚生年金—

**給与台帳・個人明細のデジタル化！**

記録の保管は5年（当分の間3年）です。  
かさばる給与台帳の保管をペーパーレス  
に！個人の給与明細はご自分のパソコン・スマートフォンで確認できます。  
便利で簡単！！



4月  
29日（祝・水）昭和の日

